

# 資料5 安全装置の審査に係る制度の組み立てについて（①型式適合認定の適用）

## 現行規定

### ① 型式適合認定の安全装置への適用について（建築基準法施行令第136条の2の11）

第136条の2の11 法第68条の10第1項に規定する（＝型式適合認定の対象とする）政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定（＝主事等による基準適合審査を省略する）は、それぞれ当該各号に定める規定とする。

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定（これらの規定中建築物の部分の構造に係る部分に限る。）

#### (8) エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの

イ 法第28条の2（第三号を除く。）及び法第37条の規定

□ 第129条の3、第129条の4（第3項第七号を除く。）、第129条の5、第129条の6、第129条の8、第129条の10、第129条の11並びに第129条の13の3第6項から第11項まで及び第12項（国土交通大臣が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

⇒現行ではエレベーター全体のパッケージとしてのみ型式適合認定が認められているところ。

## 論点（案）

○ 以下の要件を満たすような安全装置（群）については、安全装置（群）ごとの認定が認められるよう整理を行い、合理的な審査を行うよう改正を検討する。

<型式適合認定が活用できる装置の要件（案）>

- ・装置自体の製造者が明確であり、工業的生産を行っている装置
- ・論理判定やプログラム等に係る審査が伴わないなど、審査方法が一定程度定型化される装置
- ・他の装置とはその機能が干渉しない装置

## 事例

かごの過速に係る制動装置（調速機・非常止め装置・緩衝器）については、上記条件にあてはまる装置として、検討の対象とすべきではないか。

# 資料5 安全装置の審査に係る制度の組み立てについて（②第三者機関評価の活用）

## 現行規定

### ② 確認申請書の様式（建築基準法施行規則第1条の3）

第1条の3 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

七(10) 法第36条の規定が適用される建築設備

令第129条の3第1項第一号及び第2項第一号並びに第129条の4から第129条の11までの規定が適用されるエレベーター

各階平面図／床面積求積図／エレベーターの仕様書／エレベーターの構造詳細図

エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図／エレベーター強度検証法により検証した際の計算書

エレベーターの荷重を算出した際の計算書

令第129条の4第3項第六号又は第七号の規定に適合することの確認に必要な図書／エレベーターの使用材料表

⇒安全装置の機能の検証については、審査のための参考資料を特に提出することとなっていない。

## 論点（案）

○ 確認申請の際に提出すべき書類として「エレベーター安全装置の機能の検証に係る書類」を明確にしたうえで、併せて第三者評価機関による運用体制のあり方を検討する。

※ 評価機関によって評価のばらつきが出ないように、十分配慮する必要。

## 事例

かごの過速に係る制動装置（調速機・非常止め装置・緩衝器）については、大手メーカーにおいて第三者評価機関による評価を実施している事例もあり、これらの枠組みを活用することも可能ではないか。

（参考）耐震改修促進法施行規則（平成7年建設省令第28号）第28条第2項

「国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該計画が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。」